

PREEB不動産ビジネス専門家協会通信

旅館業許可物件売却の秘訣(後編) M&A活用のポイント

旅館業の許可を受けたリゾート不動産の売買において、法人ごと売却、会社分割、事業譲渡などのM&A手法を活用して複雑な許認可引継ぎや節税を実現する方法に焦点を当てて解説します。これらのM&A手法を利用することで、オーナーはより戦略的かつ効果的なリゾート不動産の売却を実現できます。一方で、日本の宿泊事業に係る法規制や許認可手続きの複雑さには留意する必要があります。

- 1.宿泊事業に係る法規制とは**
日本において宿泊事業を行うことは原則として禁止されており、宿泊事業を運営するには、旅館業法に基づく特区民泊の特定認定の許可、住宅宿泊事業法に基づく届出、または旅館業法下の事業譲渡によるコストや時間、場合によってはライセンスを取得できないリスクが懸念されます。事業を行うために購入した不動産でライセンスが取得できない事態になつたら非常に困ります。このようなりスクイズからのライセンスがリゾート不動産の内閣は、宿泊施設が公衆衛生の観点から、宿泊者が安全かつ快適な滞在するための規制です。
- 2.許認可(ライセンス)取得・承継手続きの複雑さ**
これらのライセンスを受けたりゾート不動産を売却する場合、ライセンスは原則として新しい買主には引継がれることはありませ
ん。つまり、買主には
- 改正は売主・買主の双方に大きなメリットをもたらします。この改正是売主・買主の双方に理解した上で、M&A手法を活用した売却においては、次のポイントに留意することが重要です。

今月の筆者



日本橋くるみ行政書士事務所
代表
石井 くるみ氏

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pr.o.biz/>

- 3.法人ごと売却、会社分割、合併のM&A手法

- 4.非上場株式の低い税率を活用した法人ごと売却

- 5.個人所有の節税と保有期間の重要性

- 6.改正旅館業法の事業譲渡手続きの活用

- 7.まとめ(最適なストラテジー)

別の状況に応じて会社分割等の手法を検討するなど慎重な計画が必要です。リゾート不動産が法人所有である場合、通常の不動産売買ではなく、法人ごと売却、会社分割、合併といったM&A手法を活用することができます。これにより、ホテルや民宿のライセンスやオペレーターとの契約、サイトコントローラー契約などの無形資産も包括的に承継させることができます。

4.非上場株式の低い税率を活用した法人ごと売却 個人が所有する法人がリゾート不動産を所有する場合、当該法人の株式をリゾート不動産の取得を希望する買主に対し、売却すれば、非上場株式に係る低い税率(約20%)が適用され、節税が可能になります。しかし、当該法は、旅館業法に基づく特区民泊の特定認定の許可、住宅宿泊事業法に基づく届出、または旅館業法下の事業譲渡によるコストや時間、場合によってはライセンスを取得できません。事業を行うために購入した不動産でライセンスが取得できない事態になつたら非常に困ります。このようなりスクイズからのライセンスがリゾート不動産の内閣は、宿泊施設が公衆衛生の観点から、宿泊者が安全かつ快適な滞在するための規制です。

5.個人所有の節税と保有期間の重要性 個人が所有する法人がリゾート不動産を所有する場合、当該法人の株式をリゾート不動産の取得を希望する買主に対し、売却すれば、非上場株式に係る低い税率(約20%)が適用され、節税が可能になります。しかし、当該法は、旅館業法に基づく特区民泊の特定認定の許可、住宅宿泊事業法に基づく届出、または旅館業法下の事業譲渡によるコストや時間、場合によってはライセンスを取得できません。事業を行うために購入した不動産でライセンスが取得できない事態になつたら非常に困ります。このようなりスクイズからのライセンスがリゾート不動産の内閣は、宿泊施設が公衆衛生の観点から、宿泊者が安全かつ快適な滞在するための規制です。

6.改正旅館業法の事業譲渡手続きの活用 法人所有や個人所有いずれの場合も、2023年12月の改正旅館業法で新設された事業は、当該法人の株式をそのまま売却する場合、当該法人の株式をそのまま売却することは難しいため、個

以上の通り、リゾート不動産の売却の成功のためには、オーナーの属性や資産の保有状況に応じて最適なスキーム(不動産売買+事業譲渡か、法人ごと売却や会社分割といったM&A手法か)を選択することが重要です。オーナーは専門家の助言を受けながら、自身の目標や状況に合わせた戦略を練る必要があります。